

山形県立河北病院と寒河江市立病院の 統合再編及び新病院の整備・運営に係る協定書

1 協定書の目的

このたびの基本計画の実行を確かなものとするため、構成自治体である山形県及び寒河江市の首長間において、今後の財政負担や役割分担、意思決定に当たっての進め方など基本的事項について合意形成を図るためのもの。

2 協定書の位置付け

協定書で取り交わした事項の一部（財政負担等）については、令和10年度当初に設立予定の山形県と寒河江市による一部事務組合の組合規約等に引き継いでいくものとする。

3 協定書の主な内容

事 項	主な内容
新病院の名称（第2条）	公立さがえ西村山医療センター（仮称）
整備及び運営の主体（第3条）	県と市が令和10年4月1日を目途に一部事務組合を設立
診療科（第5条）	16診療科を基本とし、医師確保状況等を勘案のうえ開院までに決定
開院及び廃止（第6条）	開院は令和13年中を目標とし、両病院は新病院開院に合わせて廃止
整備に係る役割分担（第9条）	（市）用地調査、（県）設計・開院準備、（組合）建設工事、システム・機器整備等
財政負担の割合（第11条）	県65%：市35%
開院までの職員派遣（第13条）	新病院の整備・組合運営のため職員を派遣
協議の場の設置（第14条）	新病院の整備・運営に関する協議の場を設置

山形県立河北病院と寒河江市立病院の 統合再編及び新病院の整備・運営に係る協定書

山形県（以下「甲」という。）及び寒河江市（以下「乙」という。）は、山形県立河北病院及び寒河江市立病院（以下「両病院」という。）の統合再編並びに新病院の整備及び運営に関し、本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が令和6年3月28日及び令和7年7月10日に取り交わした基本合意書（山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編に係る基本合意書）を踏まえ、両病院の統合再編並びに新病院の整備及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（新病院の名称）

第2条 新病院の名称は、公立さがえ西村山医療センター（仮称）とする。

（整備及び運営の主体）

第3条 新病院の整備及び運営のため、甲及び乙は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づく一部事務組合（以下「組合」という。）を共同して設立するものとする。

- 2 組合の設立時期は、令和10年4月1日を目途とし、設立の具体的な時期は甲乙協議のうえ決定する。
- 3 西村山4町（河北町、西川町、朝日町及び大江町）から組合への参画の意向が示された場合、甲及び乙は当該参画を希望する町と参画条件等に関する協議を行うものとする。

（病床規模）

第4条 新病院の病床は、一般病床140床とする。

（診療科）

第5条 新病院が標榜する診療科は、両病院が標榜する次の診療科を基本とする。

内科、脳神経内科、疼痛緩和内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科

- 2 前項の診療科は、医師の確保状況その他の事情を勘案のうえ、開院までに決定するものとする。

（開院及び廃止）

第6条 新病院の開院は、令和13年中を目標とし、開院の具体的な時期は甲乙協議のうえ決定する。

- 2 新病院の開院に合わせて、甲及び乙は両病院を廃止するものとする。
- 3 両病院の廃止に伴う建物及び敷地の処分は、甲及び乙がそれぞれの責任において処理するものとする。

（患者への配慮）

第7条 甲及び乙は、両病院の統合再編に際し、患者その他の利用者に対し、医療サービスの継続性及び安全性が確保されるよう十分配慮するものとする。

（建設場所）

第8条 新病院の建設場所は、現寒河江市立陵東中学校敷地（寒河江市大字西根字下堰、面積29,905平方メートル）とする。

- 2 乙は、前項の敷地の一部を市道改良工事の用地として使用する。
- 3 組合は、第1項の敷地から前項の用地を除いた敷地を乙からの譲渡により取得するものとする。

（整備に係る役割分担）

第9条 新病院の整備に係る役割分担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建設場所の境界確定その他用地の活用に必要な各種調査（埋蔵文化財の調査を除く。）は、乙が行うものとする。
 - (2) 設計及び開院準備業務は、組合設立前は甲が行い、組合設立後は当該業務を組合に承継するものとする。
 - (3) 建設工事並びに医療機器、医療情報システム及び什器備品の整備は、組合が行うものとする。
 - (4) 両病院から新病院への移転は、両病院の協力を得て組合が行うものとする。
- 2 前項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ別に定める。

(財政負担の範囲)

第10条 甲及び乙は、新病院の整備及び運営に要する経費並びに出資金及び新病院の開院準備に要する経費等を共同して負担するものとする。負担対象経費の範囲、負担額の積算方法その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

2 総務省が定める繰出基準が適用される費目については、当該基準に準拠して算定するものとする。

3 地方交付税に算入される額については、当該算入を認められた構成自治体が、その算入額の全部を負担するものとする。

(財政負担の割合)

第11条 前条第1項に定める額から前条第3項に定める額を控除した額に対する甲及び乙の負担割合は、両病院の役割及び機能並びに西村山地域内の人口等を総合的に勘案して、甲65パーセント、乙35パーセントとする。

2 前項の負担割合の適用にあたり、甲及び乙の経費実績に基づき個別に負担すべき経費又は甲及び乙が国庫補助金その他の財源を活用して負担する経費がある場合は、甲乙協議のうえ所要の調整を行うものとする。

3 第3条第3項に基づく構成自治体の追加その他特別な事情が生じた場合は、関係自治体で協議のうえ負担割合を見直すことができる。

(資産及び負債の取扱い)

第12条 両病院に関する甲乙それぞれが保有する資産及び負債の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 資産のうち、新病院の運営に必要なものは、耐用年数、残存価値等を勘案した評価基準に基づき、甲及び乙が組合に対して現物出資又は譲渡の方法により移管する。評価基準の詳細及び移管に伴い追加費用が生じる場合の取扱いは、甲乙協議のうえ別に定める。

(2) 負債のうち、新病院の整備及び運営に直接関連するものは、甲乙協議のうえ組合に承継させることができる。承継の範囲及び方法並びに承継に伴う清算手続きは、甲乙協議のうえ別に定める。

2 前項に定めのない資産及び負債については、甲及び乙がそれぞれの責任において処理するものとする。

(開院までの職員派遣)

第13条 新病院開院までの期間における新病院の整備及び組合の運営のために必要な人員を組合へ派遣するものとする。

2 派遣の期間、人数、職種、給与及び身分取扱い等の詳細は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議の場の設置)

第14条 甲及び乙は、新病院の整備及び運営のために必要な事項を検討するため、協議の場を設置するものとする。協議の場の構成、権限及び運営の詳細は、甲乙協議のうえ別に定める。

(疑義の処理)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙